管理 No.

G003

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:子ども未来部保育所・幼稚園課

(民間施設係 /内線:3745)

根拠区分	法律 •	条例				
許認可等の名称	児童福祉施設の廃止承認					
処分権者	奈良市長					
根拠規定	根拠法令·条例題名 (制定年/区分/発令番号)		児童福祉法(昭和22年法律第164号)			
	根拠規定条項		第35条第12項			
基準規定			児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号) 児童福祉法施行細則(平成 14 年規則第47号)			
	基準規定条項		規則第38条第2項第3項・細則第13条第3項			
	・児童福祉法施行規則 法第35条第12項の規定により、児童福祉施設を廃止又は休止しようとするときは、次に掲げる事項を具し、市長の承認を受けなければならない。 一 廃止又は休止の理由 二 入所させている者の処置 三 廃止しようとする者にあっては廃止の期日及び財産の処分 四 休止しようとする者にあっては休止の予定期間 同条第3項 前項の承認の申請を受けた都道府県知事は、必要な条件を附して承認を与えることができる。 ・児童福祉法施行細則 法第 35 条第 12 項の規定による承認を受けようとする者は、児童福祉施設廃止(休止)承認申請書(別記第 19 号様式)を市長に提出しなければならない。					
標準処理期間 (経由機関の日数)	事実関係の認定に難易差があり設定が困難のため、標準処理期間未設定。					
本票の作成日	平成29年2月3日作成					
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正					

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等	
補足	